

## 姫路市入札監視会議 議事概要（平成25年度第2回）

### 1 日時

平成26年2月26日（水） 午前10時から午前11時まで

### 2 場所

姫路市役所 7階 701会議室

### 3 出席者

（委員）市川委員長 秋本委員 永井委員 井上委員

（姫路市）甲良財政局長 三木財務部長 松本契約課長 他契約課2名

### 4 概要

#### (1) 建設工事発注状況等の説明

平成25年7月1日から平成25年12月31日までの間の入札及び契約手続の運用状況並びに制度改正等について事務局から報告。

#### <制度改正の概要>

「競争入札の参加資格等について」（姫路市告示第408号）（平成25年12月10日改正）

#### 【主な質問・意見】

委員： 落札率は、同規模の都市との比較ではどのような状況か。

事務局： まず、最低制限価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）という国の発注機関で構成する組織があり、中央公契連が示す最低制限価格のモデルを踏まえて、兵庫県及び県内の各自治体は最低制限価格を設定している。本市でも中央公契連モデルに準じて最低制限価格を設定し、兵庫県などと同様にモデルの改定に合わせて段階的に引き上げているので、最低制限価格については概ね兵庫県や県内の各自治体と同水準で推移している。そのため、落札率についても、入札額が最低制限価格付近に集まる傾向にあるため、同じ水準で推移している。

委員： 総合評価が0件となっているが、やはり一般的には価格競争で決まるということか。

事務局： 総合評価落札方式については、現在は試行という形で実施してい

るが、本市においては、国の直轄工事や兵庫県発注の工事などと違い、大規模かつ難易度の高い、あるいは重要構造物、ダムやトンネル等の技術力を要する工事が少ない。そのため、年度当初には1件実施したが、年度の後半にはそのような工事が無かったため、総合評価落札方式による入札を実施できなかった。

(2) 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定されていた井上委員から、抽出結果を報告。

<抽出の概要>

- ・入札方式別に審議対象工事を受作為に抽出
- ・制限付一般競争入札（価格競争）については、全209件中2件を抽出  
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から1件、建築・その他工事から1件）
- ・指名競争入札について、全300件中4件を抽出  
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から2件、建築工事から1件、その他工事から1件）

(3) 抽出工事の説明及び審議

抽出された工事について審議。

ア 制限付一般競争入札（価格競争）

①阿保地区北条川築造工事

【主な質問・意見】

委員： 最低制限価格はいくらぐらいだったのか。今回入札に参加している他の業者と落札業者との差がわずかだが。

事務局： 本工事の最低制限価格は、14,792,000円であった。

事務局： 最低制限価格の算定式については、事前に公表している。

委員： 地域要件の本店所在地で、家島及び坊勢校区も含めているが、今回参加した業者の中でそれらの校区の方はいるのか。

事務局： 今回の参加業者の中で家島、坊勢校区の業者はいない。

委員： 家島、坊勢校区の業者は、旧姫路市域の工事の入札に参加するのか。

事務局： 工種によっては参加がある。

委員： 逆に旧姫路市域の業者が家島、坊勢校区の工事の入札に参加し

ているのか。

事務局： 若干はあるが、今回と同じ条件を設定したとしても、参加業者は少ない。

事務局： やはり離島ということもあり、移動や機材の搬入のこともあるので相互に参加者が限定される。

## ②家島町消防団坊勢分団カズラ消防車庫新築工事

### 【主な質問・意見】

委員： 地域要件については、臨海部が選ばれていて、範囲も随分広げられているが、参加者がわずかに2者だけだったというのは、公告の期間が短かったとか、参加者が少ない理由が何かあったのか。

事務局： 土木業者に比べると建築業者は数的には少ないので、地域要件については緩和している。施工場所が坊勢ということで、交通手段なども非常に限られているという状況なので、参加者が多くなかったということと、今年度は消費税の引き上げが控えているので、建築需要の一時的な増加というのがあるが、建築工事の民間需要が多く、繁忙期を迎えていたということ、また、全国的によく言われるのが型枠工であるとか鉄筋工が非常に不足しており、技能労働者の単価も上昇しているということで、それに見合うだけの工事ではないという判断がされたと認識している。

委員： 工事現場付近では業者が少なかったということか。

事務局： 施工場所の坊勢島や家島本島には、建築工事の登録業者が少ない。

委員： 1回目の入札の後、2回目の入札は、即日実施されるのか。

事務局： 一般競争入札については、午前中に開札して落札業者が決定しない場合は、電子メールで参加者に通知して、当日の午後に関札時間を設け、再度の入札をすることとしている。

事務局： 電子入札なので、1回目の入札で参加者が1者であっても、参加者自身は1者であることが分からないという状況なので、2回目の入札を実施している。

委員： 入札の不調が続いて、3回、4回と入札を実施しているということはないのか。

事務局： 不調であった案件については、設計を見直し再度の入札に付す

こととしている。また、設計を見直さない場合は業者の選定を変えることとしているので、同じ業者が同じ入札を3回、4回することはない。

ウ 指名競争入札

①（北部）菅野246号線外1路線舗装改良工事

【主な質問・意見】

委員： 抽選というのは具体的にどのような方法で実施しているのか。

事務局： 同価格の入札があった場合は、その場で抽選を行っている。  
まず、抽選を行う順番を決め、その後にペーパーで抽選を行う。

②白浜75号線歩道舗装改良工事

【主な質問・意見】

———— 質問、意見なし ————

③焼ヶ崎公園便所水洗化工事

【主な質問・意見】

委員： 無効というのはよくあるのか。

事務局： 紙入札の場合、入札書の金額が訂正されていたり、記名押印がなかったり、委任状が入札書の封筒に同封されていないといったことで、入札を無効にすることがよくある。

委員： 1回目の入札が無効であれば、2回目の入札には参加できないのか。

事務局： 2回目には参加できない。

④姫路市休日・夜間急病センター駐車場照明設置工事

【主な質問・意見】

委員： 無効の理由は。

事務局： 委任状が同封されていなかったため、無効とした。

委員： 入札の無効に関して、入札業者に対する指導というか、無効にする条件などを明示しているのか。

事務局： 無効の条件については、入札案内書に明示している。

委員： この案件についてはCランクの業者を選定の対象とはしなかったのか。それには何か規則性があるのか。

事務局： 今回の案件については、A・B・Cランクのいずれの業者も参加できる案件であったが、同じ休日・夜間急病センターの敷地内で他にも新設の駐車場の整備工事や建物内での感染症患者専用スペースの建築工事があり、相互の調整が必要ということもあるので、ランクの高い業者を選定した。

委員： そのような場合には、ケースバイケースで選定するというとか。

事務局： 金額的にA・B・Cランクのいずれの業者も参加できる工事が同時期に複数ある場合は、金額の低い方をB・Cランクの業者で選定するなど、バランスを見ながら業者選定をしている。

#### (4) 入札参加資格制限の措置状況

平成25年7月1日から平成25年12月31日までに入札参加資格制限措置の状況について、事務局から報告。（措置業者なし）

##### 【主な質問・意見】

特になし

#### (5) 指名停止の措置状況

平成25年7月1日から平成25年12月31日までに指名停止措置を行った延11者について、事務局から報告。

##### 【主な質問・意見】

委員： 同じ業者を2度指名停止しているが、別件で指名停止をしたということか。同じ業者であっても、それぞれ別の要件で指名停止をした場合は、それぞれ指名停止期間を設けるといふことなのか。

事務局： 1つは、廃棄物処理法違反により書類送検をされたことをもって、もう1つは、廃棄物処理に関し別案件で行政処分を受けたことをもって指名停止をしている。

#### (6) 低入札価格調査

平成25年7月1日から平成25年12月31日までに行った低入札価格調査について事務局から報告。

##### 【主な質問・意見】

委員： 労務単価の急激な変動に対して変更契約で応じているという話が

あったが、低入札価格調査対象の工事のうち、施工中のものについても適用されたのか。

事務局： 特例措置については、労務単価の改定前に設計したもので改定があった日以後に契約したものを措置の対象としており、4月1日改定の特例措置については、4月1日までに設計し4月1日以後に契約したものを対象としたので、低入札価格調査対象工事で施工中のものの中では3件該当があった。

委員： 3件を変更協議の対象として、変更契約を行うのか。

事務局： 昨年5月に特例措置を設けた後に協議の請求があり、すでに変更契約を行っている。

(7) 苦情処理要綱に基づく苦情処理

苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局から報告。（苦情処理案件なし。再苦情処理案件なし。）

【主な質問・意見】

特になし

5 その他

(1) 次回会議の審議対象工事の抽出委員について

秋本委員に決定。

(2) 次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成26年8月に開催することに決定。